

2012年5月25日 全11頁

独立役員制度の強化

 金融調査部 制度調査課
 横山 淳

東証が規則改正等を実施

[要約]

- 2012年5月8日、東証は、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上のため、一連の取引所規則等の改正を実施した。
- 具体的には、独立役員について、その出身母体が取引先、相互就任関係、寄付先である場合の情報開示の拡充や、内部統制システムについて（「決定」するだけでなく）適切な「構築・運用」を義務付けることなどが盛り込まれている。
- また、独立役員に（社外監査役だけでなく）社外取締役を指定するように努めることを、実質的に求める努力規定も示されている。
- 改正規則は、2012年5月10日から施行されている。

※本稿は、2012年3月28日付レポート「独立役員制度の強化案」を、最終的な取引所規則等に基づいて書き改めたものである。

【目次】

はじめに	2
1. 独立役員に関する情報開示の拡充	2
(1) 独立役員届出書等における記載	2
(2) 株主総会招集通知等における記載	6
2. 社外役員に関する情報開示の拡充	7
(1) 独立役員届出書等における記載	7
(2) 株主総会招集通知等における記載	8
3. 独立役員の構成	8
4. 独立役員が機能するための環境整備	9
5. 業務の適正を確保するために必要な体制の構築・運用	10
6. 施行日	11

はじめに

○東京証券取引所（以下、東証）は、2012年5月8日、「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する有価証券上場規程等の一部改正について」を公表した¹。

○これは、「一連の企業不祥事によって我が国証券市場に対する内外の投資者の不信感が急速に高まったことを受け、一種の緊急対応として、上場制度の改善を図るもの」と説明されている（「『証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて』に寄せられたパブリック・コメントの結果について」²（以下、「パブリック・コメントの結果」）No.6）。

○具体的には、独立役員制度を中心に次の事項が盛り込まれている。

- ①独立役員に関する情報開示の拡充
- ②社外役員に関する情報開示の拡充
- ③独立役員の構成
- ④独立役員が機能するための環境整備
- ⑤業務の適正を確保するために必要な体制の構築・運用

○以下、各項目の概要を紹介する。

1. 独立役員に関する情報開示の拡充

(1) 独立役員届出書等における記載

(a) 概要

○「独立役員」とは、「一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役」と定義されている（東証有価証券上場規程 436 条の 2）。

○東証は、「独立役員」に関して、上場会社に対して、次のことを義務付けている（有価証券上場規程施行規則 436 条の 2、211 条 4 項 5 号、226 条 6 項 5 号）。

- ①少なくとも 1 名の独立役員の確保
- ②独立役員について「独立役員届出書」による東証への届出（及び公衆縦覧）
- ③「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における「独立役員の確保の状況」の開示

○今回の規則改正では、独立役員が次の a～c のいずれかに該当する場合は、「独立役員届出書」及び「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における開示情報を次のように拡充することとしている（改正後の東証有価証券上場規程施行規則 211 条 4 項 5 号 b、226 条 4 項 5 号 b）。

¹ 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/regulations/taisho.html>) に掲載されている。

² 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/comment/b7gje600000186jz-att/b7gje6000002ic43.pdf>) に掲載されている。

- a. 上場会社の取引先又はその出身者（注1）……「その旨及び取引の概要」を開示
- b. 社外役員の相互就任の関係にある先（注2）の出身者……「その旨及び相互就任の概要」を開示
- c. 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者（注3）……「その旨及び寄付」の概要

（注1）業務執行者又は過去に業務執行者であった者（業務執行者等）をいう（改正後の東証有価証券上場規程施行規則 211 条 4 項 5 号 a）。

（注2）上場会社（A 社）の出身者が、他の会社（B 社）の社外役員である場合であって、当該他の会社（B 社）の出身者が、当該上場会社（A 社）の社外役員である場合をいう。

（注3）厳密には、寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合におけるその業務執行者等又はそれに相当する者をいうとされている（改正後の東証有価証券上場規程施行規則 211 条 4 項 5 号 b(c)）。

(b) 取引先

- 独立役員に指定された者が、その上場会社の取引先の関係者や出身者であれば、株主・投資者の視点からは、その独立性に疑いが生じ得る。そのため、その上場会社と独立役員の出身元との取引に関する情報は、重要なものであると考えられる。
- 改正前においても、「主要な取引先」の関係者や出身者（例えば、メインバンクの出身者）を独立役員に指定している上場会社は、その者について「そういった事由に該当していてもなお、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立役員として適切であると判断した理由」³を開示することが求められていた。これを受けて、実務上、取引の概要やその規模などを開示している事例も多い。
- 今回の規則改正では、単に「取引先」とされていることから、「主要な取引先」に限られない幅広い取引関係を念頭においたものと考えられ、独立役員に関する開示の充実が期待される⁴。
- もっとも、従来の「主要な取引先」の関係者や出身者である独立役員に関する開示でも、常に、具体的な情報が開示されているわけではない。その取引関係に関する記載内容が抽象的なケース（例えば、取引関係は「突出したものではない」、「依存度が特に高いというわけではない」、「複数の相手と同様の取引関係がある」など）や、ほとんど言及がないケース（例えば、独立性に関する他の要素（退任後の年数・経歴など）の説明に終始しているなど）も見受けられる。
- この点に関連して、東証は、今回の規則改正に合わせて改訂された「『コーポレート・ガバナンスに関する報告書』記載要領（平成 24 年 5 月改訂版）」⁵（以下、「記載要領」）の中で、次のように全取引の網羅的な記載までは必要ないが、株主・投資者が取引関係を適切に認識できる程度の記載を求める趣旨だとしている。なお、「独立役員届出書」に関しても、今回、改訂された「独立役員の確保に係る実務上の留意事項（平成 24 年 5 月改訂版）」⁶（以下、「留意事項」）中で同様の説明がなされている。

³ 株式会社東京証券取引所上場部「最新 東証の上場制度整備の解説」（商事法務、2010 年）p. 51。

⁴ 清水幸明「コーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しの概要」（『商事法務』No. 1961、2012 年 3 月 25 日号）p. 32 は、改正の目的を「上場会社における『主要な取引先でない』との判断の影に独立性に影響を及ぼす事情が隠されているのではないかとの株主・投資家の疑念を払拭することを狙うものである」と説明している。

⁵ 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/cg/b7gje60000005o5h-att/20120509.pdf>）に掲載されている。

⁶ 東証のウェブサイト（http://www.tse.or.jp/listing/yakuin/b7gje6000000jc8k-att/20120509_a.pdf）に掲載されている。

- ・取引先と上場会社の間に存在する全ての取引の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- ・取引関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、取引の種別や金額、取引が行われた時期等を記載することが考えられます。

(出所) 東証「記載要領」p.6。なお、東証「留意事項」P.5も参照。

○もっとも、同時に東証は、「パブリック・コメントの結果」、「記載要領」、「留意事項」の中で、ごく少額のものについてその旨を開示する、あるいは軽微基準を定めて開示するなど、一定の代替措置を認めることとしている。

主要な取引先や多額の寄付という表現では曖昧に過ぎ、本来開示されるべき事項を隠す手段として利用されているとの疑念を生じさせる余地があることを踏まえ、今回の制度改正では取引関係や寄付関係があれば一律に開示していただくものとしています。ごく少額のものについては、その有無のみを明らかにした上で、概要の開示を要しない理由として具体的な取引や寄付の規模が少額であることを開示することのほか、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めてその概要を記載している場合には、その軽微基準に満たない取引又は寄付はその有無を含めて記載しないことができることとして(筆者注：原文ママ)、上場会社のご負担を軽減しつつ、投資家に必要な情報をご提供することを意図しております。

(注) ここでいう「開示を要しない理由」(「概要を記載するまでもないと判断した理由」としては、「例えば、一般消費者としての通常の取引であるといったもの」などが想定されているようである(東証「記載要領」p.6。なお、東証「留意事項」p.5も参照)。

(出所) 東証「パブリック・コメントの結果」No.15。下線は筆者による。なお、東証「記載要領」p.6、東証「留意事項」p.5も参照。

○そのため、どの程度のレベルの開示が行われるかは、実際の運用を待たなければならないだろう。

(c) 相互就任

○相互就任に関する情報は、従来、具体的な開示事項として掲げられていなかった情報である。

○株主・投資者の視点に立てば、相互就任は、社外役員を互いに派遣し合うことで、ある種の馴れ合いなどが生じるのではないかと、という懸念が生じ得る。その意味で、株主・投資者が、その独立役員について、真に独立性が認められるか否かを判断する上で、重要な材料となることが期待される⁷。

○相互就任の概要の開示内容については、次のように社外役員の相互就任の関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載が求められている。

- ・社外役員の相互就任の関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、相互就任の関係にある会社名のほか、相互就任の関係となるに至った経緯及び順序、相互就任の関係にある会社との関係、それぞれの前任者も同一企業の出身者であればその旨等を記載することが考えられます。
- ・相互就任の概要については、独立性に影響を与えるおそれがなく、概要を記載するまでもないと上場会社が判断した場合には、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載することができます。

⁷ 清水幸明「コーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しの概要」(『商事法務』No.1961、2012年3月25日号) p.32 参照。

(注) ここでいう「概要を記載するまでもないと判断した理由」としては、「例えば、合併等によって意図せず社外役員が相互就任する形となっているといった理由」などが想定されているようである(東証「記載要領」p.7。なお、東証「留意事項」p.6も参照)。

(出所) 東証「記載要領」p.7。なお、東証「留意事項」p.6も参照。

(d) 寄付

○寄付先に関する情報も、従来、具体的な開示事項として掲げられていなかった情報である。

○株主・投資者の視点に立てば、寄付を受け入れている団体の出身者は、寄付を出している上場会社(及びその経営者)に対して、忌憚のない意見を述べるのが躊躇されるのではないかと、という懸念が生じ得る。その意味で、今回の改正は、株主・投資者が、その独立役員について、真に独立性が認められるか否かを判断する上で、重要な材料を提供することが期待される⁸。

○寄付の概要の開示内容については、前述(b)の取引関係の開示と同様に、全寄付の網羅的な記載までには必要ないが、株主・投資者が寄付の内容を適切に認識できる程度の記載を求める趣旨だとしている。

- ・ 上場会社が行っている全ての寄付の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- ・ 寄付金関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、寄付の金額や目的、寄付が行われた時期等を記載することが考えられます。
- ・ 寄付の概要については、独立性に影響を与えるおそれがなく、概要を記載するまでもないと上場会社が判断した場合には、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載することができます。

(注) ここでいう「概要を記載するまでもないと判断した理由」としては、「例えば、寄付金額が僅少であるといったもの」などが想定されているようである(東証「記載要領」p.7。なお、東証「留意事項」p.6も参照)。

(出所) 東証「記載要領」p.7。なお、東証「留意事項」p.6も参照。

(e) 取引先、相互就任関係、寄付先の範囲

○取引、相互就任、寄付関係の有無の確認については、「合理的な調査の結果、把握することができる範囲」で記載すれば足りるとの見解が示されている(東証「パブリック・コメントの結果」No.22。東証「記載要領」p.6、東証「留意事項」p.5も参照)。

○また、取引先、相互就任関係、寄付先の判断は、次のように単体ベースで行えば足りるとの見解が示されている。もっとも、「連結ベースでの関係も含めて記載すること」も可能である⁹。

基準の明確性の見地から、取引先や寄付先は法人格ごと(自然人である場合は個人ごと)で区分することとしております。省庁や学部、さらには部署の違いは、具体的な事実関係に応じて、概要の記載を要しない理由として挙げることが考えられます。

(出所) 東証「パブリック・コメントの結果」No.23。なお、東証「記載要領」p.6、東証「留意事項」p.5も参照。

○なお、開示対象とされる取引、相互就任、寄付関係そのものは、現在における上場会社と独立役員

⁸ 清水幸明「コーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しの概要」(『商事法務』No.1961、2012年3月25日号)p.32参照。

⁹ 東証「記載要領」p.6。

本人及び独立役員の出身元の会社等との関係が記載の対象とされる。

- ここでいう「出身元」の判断に当たっては、現に独立役員が業務執行者を務める先だけではなく、独立役員が過去に業務執行者であった先も対象とされている。ただし、「過去 10 年間に於いて所属していた先について確認を行えば足りる」との見解が示されている（東証「パブリック・コメントの結果」No.18、19。東証「記載要領」p.6、東証「留意事項」p.5も参照）。

(2) 株主総会招集通知等における記載

- 独立役員制度は、あくまでも取引所の自主規制に基づくものである。そのため、独立役員に関する情報も、「独立役員届出書」（第一義的には、東証への提出書類であるが、その内容は公衆縦覧の対象となっている）や「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（公衆縦覧の対象である）といった取引所の自主規制に基づく枠組みを通じて開示されている。
- 今回の改正では、これに加えて、**「独立役員に関する情報…中略…を株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供するよう努めるものとする」**という努力規定が、企業行動規範（望まれる事項）の一つとして設けられている（改正後の東証有価証券上場規程 445 条の 6）。
- 具体的な提供方法として、東証は、2012 年 2 月 28 日に公表した原案（「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しについて」¹⁰⁾）の中では、次のものを例示していた。

- ①株主総会参考書類（選任議案）、事業報告に独立役員に関する情報を記載する。
 一株主総会参考書類の役員を選任議案に、独立役員に指定する旨、独立性に関する事項を記載
 一事業報告の会社役員に関する欄に、独立役員に指定されている社外役員を明示
- ②上記と同様の情報を記載した書類を別途作成し、株主総会招集通知（及び株主総会参考書類）の発送に際し同封する。

（注）清水幸明「コーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しの概要」（『商事法務』No.1961、2012年3月25日号）p.35は、上記①②のほか「ウェブサイト上に独立役員に関する事項を記載し、前記の①または②において当該ウェブサイトへのアクセス方法を記載することでも足りる」との見解を示している。

- なお、株主総会参考書類は、会社法上の法定書面であり（会社法 301 条など）、その記載内容は、法令（会社法施行規則）に定められている（会社法施行規則 73 条以下）。
- そのため、東証としては、上場会社に対する努力規定という形でのルール化を図ろうとしているものと考えられる（東証「パブリック・コメントの結果」No.29 参照）。また、独立役員に関する情報を、株主総会参考書類に任意の記載事項として記載する方法（上記①）のほか、別書類にして同封するという方法（上記②）も選択肢として示しているのも、こうした事情を踏まえたものと思われる¹¹⁾。

¹⁰⁾ 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/comment/b7gje600000186jz-att/b7gje6000002cbh5.pdf>) に掲載されている。

¹¹⁾ 清水幸明「コーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しの概要」（『商事法務』No.1961、2012年3月25日号）p.35。

2. 社外役員に関する情報開示の拡充

(1) 独立役員届出書等における記載

- 従来の「独立役員届出書」では、独立役員についてのみ、その氏名、属性、指定理由などが記載、開示されており、独立役員以外の社外役員については対象となっていなかった。今回の見直しにより、東証は、上場会社に対して、独立役員に指定しない社外役員も含めて、「**全ての独立役員及び社外役員の情報**」を開示するように求めることとしている¹²。
- 具体的には、独立役員に指定されていない社外役員についても、（過去に業務執行者であった場合も含めて）親会社、兄弟会社、主要な取引先、主要株主の出身者など（「独立性に関する開示加重要件」）に該当する場合に、その旨を記載することが求められている¹³。加えて、社外役員の出身母体との間の取引関係、相互就任関係、寄付関係がある場合には、その旨及びその概要についての開示（前記1）も求められている¹⁴。
- 独立役員の指定に当たっては、独立役員の要件を満たす者全員を指定するのか、要件を満たす者のうち1名のみを代表として指定するのかは、基本的には上場会社の判断に委ねられている¹⁵。つまり、独立役員に指定されなかったからといって、上場会社は、その社外役員について、必ずしも「独立性なし」と判断しているわけではないということである。
- こうした事情を踏まえて、東証は、次のように独立役員に指定しない社外役員についても、その独立性に関する情報開示を求める趣旨の見直しであることを説明している。

独立役員として指定されることがありうる社外役員については、株主及び投資者が独立役員として指定されている社外役員と同等の役割を期待する場合があります。また、独立役員候補者でない者として社外役員に選任された後において、事情の変更等によって独立役員として指定する場合があります。これを考えて、独立役員に指定しない社外役員についても、独立性に関する事項の記載を求めることとしたものです。

（出所）東証「パブリック・コメントの結果」No. 31。

- なお、同様の観点から、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」における社外取締役、社外監査役の属性、選任理由等に関する開示の強化も行われている。
- これまで、上場会社は、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の中で、個々の社外役員の独立性に関する上場会社の考え方や、その役割や機能について開示することが求められていた。従って、本来であれば、これらの開示内容を確認すれば、独立役員以外の社外役員についても、その独立性に関する上場会社の判断やその背景も分かったはずである。
- ところが、上場会社によっては、これらの事項について簡単な記述しかないケースがある。そのため、独立役員に指定されていない社外役員の独立性に関する情報が、株主・投資者に、必ずしも十

¹² 東証ウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/listing/yakuin/index.html>）など参照。

¹³ 東証「留意事項」p. 7、p. 12 参照。

¹⁴ 東証「留意事項」p. 7、pp12-14 参照。

¹⁵ 東証「独立役員Q & A」（http://www.tse.or.jp/listing/yakuin/b7gje6000000jc8k-att/qa_hp.pdf）p. 1 参照。

分に提供されていないという状況が指摘できた¹⁶。

- これを踏まえて、今回の見直しでは、独立役員に指定されていない社外役員についても、「独立性に関する開示加重要件」に該当する場合に、その旨を記載することが明確化されている¹⁷（東証「記載要領」pp. 8-9）。同時に、社外役員の出身母体との間の取引関係、相互就任関係、寄付関係の概要についての開示（前記1）も求められている（同 pp. 5-7）。
- これにより、独立役員とそれ以外の社外役員を比較可能な形で、その独立性の有無に影響を及ぼす背景、関係などを確認しやすくなることが期待されるだろう。
- なお、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しており、それを明記している場合には、「独立性に関する開示加重要件」への該当の有無や、出身母体との間の取引関係、相互就任関係、寄付関係の概要についての開示は省略できるとされている（東証「記載要領」pp. 5-6、p. 8、東証「留意事項」p. 11）。
- これは、今回の見直しがあくまでも独立役員制度に関するものであることを踏まえて、資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定することで、独立性のある者とない者が社外役員として混在する状況を解消するアプローチも許容する趣旨だと説明されている¹⁸。
- 確かに、前述の見直しの趣旨に照らせば、こうした判断も理解できるが、情報開示の観点からは、不十分だとの指摘も考えられるだろう。

(2) 株主総会招集通知等における記載

- 前述の独立役員に関する情報と同様、独立役員以外の社外役員の独立性に関する情報についても、**「株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供しよう努めるものとする」**という努力規定が設けられている（改正後の東証有価証券上場規程 445 条の6）。
- 想定される具体的な提供方法についても、前記1(2)と同様である。

3. 独立役員の構成

- 今回の改正により、上場会社の独立役員の構成について、次のような内容の努力規定が、企業行動規範（望まれる事項）の一つとして設けられている（改正後の東証有価証券上場規程 445 条の4）。

上場内国株券の発行者は、独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員を確保しよう努めるものとする。

¹⁶ もちろん、現在でも、上場会社によっては、詳しい情報を開示している事例も存在している。

¹⁷ 基本的に選任理由の説明の中で開示することが想定されているが、上場会社と社外役員の関係の説明（「適合項目に関する補足説明」）の中でまとめて開示することも可能とされている（東証「記載要領」p. 8）。

¹⁸ 清水幸明「コーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しの概要」（『商事法務』No. 1961、2012年3月25日号）p. 35。

- 「取締役会における議決権を有している者」とは、「取締役」のことであるから（会社法 369 条参照）、この規定の趣旨は、実質的に、独立役員のうち「社外取締役」が含まれること、すなわち、（社外監査役だけでなく）社外取締役を独立役員に指定することを求めるものと考えられる¹⁹。
- もっとも、「……意義を踏まえ、独立役員を確保する」と間接的な表現が用いられていることに加え、あくまでも「努めるもの」という努力規定とされている。従って、仮に違反したとしても、直ちに、制裁等の対象にはならないものと考えられる。その意味では、いわゆるソフト・ローと呼ばれる取引所規則の中でも、特にソフト・ロー的な性格が強い内容の規定だと評価できるだろう。
- わが国の現状の下では、ソフト・ローの実効性について問題が指摘されることが多い。事実、今回の見直しに対しても、株主・投資者などから、見直しの方向性は支持しつつも、その実効性等に疑問を寄せる意見が寄せられているようである（東証「パブリック・コメントの結果」No. 36 参照）。今回の改正が、どの程度の実質的な規範性を持ち得るのかは、今後の状況を見守る必要があると思われる。
- なお、蛇足ではあるが、現在、法務省法制審議会会社法制部会では、一定の会社に対して社外取締役の選任を義務付ける会社法改正を検討・審議している²⁰。私見だが、こうした、いわゆるハード・ロー（法令）による対応と連携した形で、ソフト・ローによる対応が実施されれば、一定の実効性を伴う規範となり得るのではないかと考えられる。

4. 独立役員が機能するための環境整備

- 今回の改正により、上場会社の独立役員のための環境整備について、次のような内容の努力規定が、企業行動規範（望まれる事項）の一つとして設けられている（改正後の東証有価証券上場規程 445 条の5）。

上場国内株券の発行者は、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備するよう努めるものとする。

- その具体的な内容として、東証は、2012 年 2 月 28 日に公表した原案の中で、次のものを例示していた。

- ◇独立役員への適時適切な情報伝達体制の整備（注）
- ◇社内部門との連携
- ◇補助する人材の確保

¹⁹ 社外監査役を独立役員に指定している会社の対応について、「社外監査役である独立役員に『代えて』社外取締役を独立役員に任命することよりも、社外監査役である独立役員に『加えて』社外取締役を独立役員に任命することを主に念頭においております」という見解を東証は示している（東証「パブリック・コメントの結果」No. 37）。

²⁰ 「会社法制の見直しに関する中間試案」（2011 年 12 月）第 1 部、第 1、1。拙稿「会社法制見直し中間試案～社外取締役、多重代表訴訟、第三者割当など～」（2011 年 12 月 12 日付レポート）なども参照。なお、東証が、今回の見直しで、独立性のある社外取締役の義務付けに踏み込まなかったのは、法務省法制審議会会社法制部会の議論の行方を見守る必要があることも影響しているものと思われる（清水幸明「コーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しの概要」（『商事法務』No. 1961、2012 年 3 月 25 日号）p. 36、東証「パブリック・コメントの結果」No. 36 参照）。

(注) 例えば、「早期の取締役会資料の送付や詳細な事前説明」などが想定されているようだ(清水幸明「コーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しの概要」(『商事法務』No. 1961、2012年3月25日号) p. 36)。

○独立役員が、その機能を有効に発揮するためには、必要な情報収集などを進める上で、上場会社(あるいはその経営者)が適切な環境を整備することが必要だと考えられる²¹。今回の改正も、こうした考え方を踏まえたものと思われる。

○もともと、前記3と同様、あくまでも「努めるもの」という努力規定であることから、その実効性については、実際の運用を待たなければならないだろう。また、今回の見直しに対して、株主・投資者などから、社外役員だけではなく、社内役員の知識、意識等も重要だとの意見が寄せられている点も留意すべきだろう(東証「パブリック・コメントの結果」No. 36 参照)

5. 業務の適正を確保するために必要な体制の構築・運用

○東証は、今回の改正の中で、上場会社に「**業務の適正を確保するために必要な体制**」(いわゆる**内部統制システム**)を適切に「**構築し運用する**」ことを求めるとしている(改正後の東証有価証券上場規程 439 条)。これは、上場会社に対する「企業行動規範」(遵守すべき事項)として定められており、いわゆる努力規定ではない。つまり、違反した場合には、東証による処分(実効性確保措置)の対象となる²²。

○内部統制システムの整備については、会社法上、大会社²³及び委員会設置会社に対して、取締役会決議に基づき「**決定**」することが義務付けられている(会社法 362 条 5 項、416 条 2 項)。また、改正前の取引所規則においても、内部統制システムの整備の「**決定**」が求められていた(改正前の東証有価証券上場規程 439 条)。

○しかし、昨今の企業不祥事などを受けて、内部統制システムを単に「**決定**」しただけでは足りず、その適切な「**構築・運用**」まで要求されることとなったものと考えられる。このことは、東証が「パブリック・コメントの結果」で示した次の見解からもうかがうことができるだろう。

現行の上場制度では、業務の適正を確保するために必要な体制の「**決定**」を行うことを求めるに留まり、その決定に基づいた体制の構築及び運用は求めておりませんでした。単に決定のみを行えば足りるという規律ではあまりに形式的であること等に鑑み、当該決定に従った体制の適切な構築及び運用を求めることとするものです。

(出所) 東証「パブリック・コメントの結果」No. 41。

○蛇足ながら、法令等による義務付け(「**決定**」)を超える水準の規律(「**構築・運用**」)を東証が要求することに対して反発する意見も一部にはあったようである。この点について最後に私見を述べさせていただきたい。

²¹ 独立取締役については、日本取締役協会「独立取締役の現状と課題」(別冊商事法務 No. 359、2011年) p. 15 参照。

²² 清水幸明「コーポレート・ガバナンスに関する上場制度の見直しの概要」(『商事法務』No. 1961、2012年3月25日号) p. 37。具体的には、改善報告書(東証有価証券上場規程 502 条 1 項 2 号)、(違反事実の)公表措置(同 508 条 1 項 2 号)、上場契約違約金(同 509 条 1 項 2 号)などが想定される。

²³ 資本金 5 億円以上、又は負債総額 200 億円以上に該当する株式会社のこと(会社法 2 条 6 号)。

- 確かに、取引所が定めるソフト・ローは、一般に、法令等のハード・ローとの整合性をとって整備されるべきものであろう。しかし、このことは、ソフト・ローがハード・ローの定める範囲を逸脱してはならないということの意味するものではない。
- むしろ、ソフト・ローは、ハード・ローによる規制が困難な、より高度の規範を定めることにこそ、その存在意義がある。言い換えれば、その違反が直接、罰則などに結びつき得るハード・ローによっては規律が難しい、より高度な規範をソフト・ローが対象者（ここでは上場会社）に課すことは当然のことだといえるだろう。
- 内部統制システムに関する規制のあり方に関しても、確かに、会社法（ハード・ロー）上の義務は、その「決定」ととどまっている。しかし、「決定」した内容が不十分である場合や、遵守されない状況を放置していた場合には、一般に、取締役は善管注意義務違反に基づく任務懈怠責任を問われ得ると解されている²⁴。つまり、内部統制システムを単に決定するだけでなく、それを構築、機能させることも、実質的には、取締役の責任だと考えられているのである²⁵。
- こうした考え方を踏まえて、ソフト・ロー（取引所規則）が、内部統制システムの「決定」のみならず、その「構築・運用」まで要求したとしても、本来の趣旨を大きく逸脱するものとはいえず、むしろ合理的な規範だと考えられるだろう。

6. 施行日

- 今回の東証の規則改正は、2012年5月10日から施行されている。
- なお、新様式による「独立役員届出書」の提出については、上場会社の負担を考慮して、例えば、3月期決算会社の場合、次のような経過措置が講じられている。

【平成 24（2012）年 3 月期に係る定時株主総会】

独立役員の異動等あり	平成 24（2012）年 5 月 10 日～ 6 月 8 日	旧様式による提出（注 1）で足りる（新様式での提出も可能）
	上記以降	新様式による提出（注 1）
独立役員の異動等なし		提出不要（新様式での任意提出も可能）

【平成 25（2013）年 3 月期以降に係る定時株主総会】

新様式による提出（注 1）（注 2）

（注 1）提出期限は、定時株主総会の 2 週間前まで。

（注 2）独立役員の異動等がない場合でも、社外役員の選任議案（再任を含む）が付議される場合には、提出が必要となる。

（出所）東証「留意事項」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成。東証「パブリック・コメントの結果」No. 44 も参照。

²⁴ 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔「論点解説 新・会社法」（2006年、商事法務）p. 335。

²⁵ 江頭憲治郎「株式会社法 第3版」（2009年、有斐閣）pp. 376-377 参照。